

令和3年度子ども・子育て会議（書面開催）委員意見等

	意見等	事務局回答
1	<p>6才の娘とやすらぎ広場を利用してきました。健康器具エリアもあり子どもから大人までこちらに集まって楽しめる場所というのはとても嬉しく感じました。三石台や駅から歩ける距離でもあるので、やすらぎ広場までの歩道に花を植えたり、歩道にイラストをペイントしたりするなど、徒歩でやすらぎ広場まで向かうのも楽しめるようにすれば、子ども大人もより運動出来て良いなと感じました。三石台から子どもだけで徒歩で向かって安全な雰囲気があると良いと感じます。人がたくさん集まる場所になって欲しいです。</p>	<p>杉村やすらぎ広場までの歩道は県管理の道路であるので、ご指摘の要望があることを働きかけてみます。</p>
2	<p>やすらぎ広場に自動販売機を設置してはどうでしょうか？杉村公園内に自販機があるのは知っていますが、子育て家庭には遠くて利用出来ません。自販機があると夏場の熱中症予防にもなります。</p>	<p>令和4年3月に2台設置しました。</p>
3	<p>ふわふわドームに年齢制限を記載している看板がありますが、人数制限の記載も必要に感じます。現在は、赤ちゃんから中学生、大人まで大勢がドームに乗り、激しく遊ぶ高学年、中学生もいるので、赤ちゃんと接触事故が起きないかとヒヤヒヤ怖く感じました。一回の利用人数を制限すると周囲が見やすくなって良いと思います。</p>	<p>ふわふわドームは、3～12歳用の遊具であり、園内にはそのことを示す注意喚起看板を設置しています。赤ちゃんや大人等が遊ぶのは非常に危険が伴いますので、注意喚起看板を見やすくする等の検討を致します。</p>
4	<p>やすらぎ広場から駐車場に向かう階段のところですが、大きな石がゴロゴロしてます。子どもが転けると危ないので、その辺り配慮出来ると尚良いなと感じます。</p>	<p>やすらぎ広場は自然と触れ合いながら、利用者のレクリエーションの充実を図る施設となっています。施設の定期的な点検は行っていますが、自然のなかには大小様々なリスクが存在しています。子どもたちはリスクへの対応を学ぶことで、経験的に危険を予測し、事故を回避できる危険認識力を高めることができるようになって考えていますので、ご理解の程よろしくをお願いします。</p>
5	<p>道の駅のようにやすらぎ広場に農産物直売所があれば、子どもを遊ばせた後に、そのまま夕飯の買い物やおやつが買えて良いなと思います。</p>	<p>常設の農産物直売所などの設置については、周辺の民業への影響や出荷する農家等の意向、運営主体の選定など慎重に検討する必要がありますが、年数回の軽トラ市など農家等とのコラボイベントの開催は可能であると考えています。</p>
6	<p>今コロナ禍の中で、保健師さんこども課又市の職員の皆様大変に御苦労されていると思います。毎日のお仕事本当に御苦労様です。 橋本市は子育て事業に関して、力を入れて下さっているということを時々耳にします。最近も赤ちゃんが生まれたおうちの方にその事を聞きました。 子どもたちのために心を配り育成することは、橋本市の未来を発展させる要因だと思います。子ども達が健やかに成長し社会の人材となってくれる様に、子どものための政策に期待します。</p>	<p>ありがとうございます。 今後とも期待に応えられるよう尽力いたします。</p>

令和3年度子ども・子育て会議（書面開催）委員意見等

	意見等	事務局回答
7	<p>保育の一時預かりがなかなか取れないと聞きました。利用が多いからでしょうか？それとも定員が少ないからですか？</p>	<p>親の仕事や通院、リフレッシュ等、一時預かり（一般型）の利用ニーズが増えていますが、現在あやの台保育園、三石保育園の2か所で当該事業を実施しています。一日に利用できる人数に限りがあり、また、園で行事が行われる日には利用できないこともあるため、希望した日に予約が取れないこともあります。令和4年度からは、山田さつきこども園も実施予定ですので、利用しやすくなるのではと考えています。</p>
8	<p>橋本市の充実した取り組みをご報告いただき、市政の深みに納得したり驚いたりしました。そんな中で感じたことは、ハード面の充実が主だっていると思いました。私は幼児教育の現場にいますので、市民全体で見ると、保護者の方にとっては充実した子育ての環境があるんだろうなと思いましたが、子どもたちの成長のことを考えました。親のニーズに応える支援とちょっと頑張ってみる子育ての支援との境目が解りにくいとも感じました。また、ここでの議論ではないのかもしれませんがソフト面の情報等が分かりづらかったです。子どもの生きる力の基礎づくりの為に何が必要でどんな教育を展開しなければならないのか等の柱が見えないと思いました。</p>	<p>子どもの健やかな育ちのために、市としての支援は、ハード面ソフト面共に必要ですが、深刻な課題を抱えた環境で育つ子どもとその保護者を含め、市内全ての子どもの育つ環境を整えることが土台であると考え、ハード面の充実が前に出ていると受け取れたかもしれません。整えられた環境の中で、子どもの生きる力の基礎をどう育てていくのかというソフト面については、学校教育、乳幼児保育、療育等の関係機関が連携して取り組み、子どもの実態を把握しながら今後更に内容を充実させていきたいと考えています。</p>
9	<p>病後児保育事業は通園していない園には利用しにくいとの声があります。</p>	<p>病後児保育を実施するには、児童の安静と隔離を図るため専用の保育室を確保しなければなりません。また原則、看護師等と保育士の2名以上を常駐させる職員配置が求められます。他園では構造上の問題等もあり、実施園が増えていないのが現状です。このことから、通園していない園で病後児保育を利用する方もできますが、条件を満たした施設であることをご理解願います。</p>
10	<p>子育て援助活動支援事業の【量の見込みと確保の内容】で、 ①量の見込みの令和元年度の実績と令和2年度の実績が半分に減っている理由は。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、子どもを預ける援助依頼の件数が減少したことや、保護者の在宅ワークが増え、直近は支援を必要としない家庭が増加しました。それに伴いサポート依頼も減少傾向となりました。特に、きょうだいで定期的にサポートを利用していた家庭の回数がほぼ無かったことが要因となっています。</p>

令和3年度子ども・子育て会議（書面開催）委員意見等

	意見等	事務局回答
11	<p>P6、 5.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策 放課後児童健全育成事業（学童保育）について 地域によって量の違いが大きい事が良くわかりました。 また、感染予防の指導や学校等との連絡も密に実施されてる事がわかりました。</p> <p>地域小学校支援学級に通う児童の利用数と現状はどのような実態でしょうか。 放課後等デイサービスの利用希望が多く、希望の事業所を利用できない状況にあり、令和4年度就学時は、共働きの家庭では、事業所を2カ所使う等の予定となっています。現状のままでは次年度は、量が不足し、学童の利用を検討する事になります。 少人数学級の児童が、地域の学童で豊かな経験を身につける事ができるような、学童保育でしょうか。また、そのように改善に向けて検討いく必要があると考えています。</p>	<p>地域小学校支援学級に通う児童などの特別な配慮を必要とする児童の学童保育の利用者数は令和3年4月時点で64名となっています。 このような児童が通所している学童保育所では、専門的な知識を有する職員を加配し、個々の特性に応じた対応を実施していただいているところです。今後もこのような体制を維持できるよう努めてまいります。</p>
12	<p>P21、 地域における子育て支援サービスの充実 ファミリーサポートセンターについて 会員数で把握仕切れませんでしたので、利用の希望者はすべて対応できている状況なの でしょうか？ また、新たに希望がある場合は対応可能なのでしょうか。 いくつかのハードルがあるようにも聞いていますので、気軽に利用できるようなシステムへの改善を望んでいます。</p>	<p>ファミリーサポートセンター事業の要件に合致している依頼者の希望は、ほぼ対応できています。依頼時間の詳細等は、依頼会員と提供会員の中で調整しており、新たな希望においても、利用要件を満たしている内容であれば対応しています。</p>
13	<p>一人親家庭が増加する中、生活と子育ての中で子ども達が十分な庇護を受けられないケースが増えていると思います。 学童保育の役割をさらに向上させていくため、地域住民への周知とありますが、どの様な地域等への情報発信を考えていますか。</p>	<p>各運営団体では、学童保育所における児童の生活の様子などをホームページに掲載したり、お便り（広報誌）を作成し、利用世帯等に配付しています。そのほかに、学びの日などの行事に参加し、情報発信を行っている団体もあります。</p>
14	<p>子ども子育て支援事業計画の第2期2年目について、細かく実施状況をお知らせいただきありがとうございます。 コロナ禍であっても、子どもたちの健やかな成長のために尽力いただいていることがよく分かりました。 学童に関しては、教育委員会や関係機関等と連携をとりながら行っています。更なる教育委員会、学校との連携体制をとっていけるように願っています。</p>	<p>学童保育の利用者数は年々増加しており、今後も安定した運営を行っていくために、運営団体や学校と連携体制を取れるよう努めていきます。</p>

	意見等	事務局回答
15	<p>3. 教育・保育の見込み量及び確保方策等</p> <p>認定区分と提供施設で記載のある1号2号3号と新1号新2号新3号で、自身の子どもをいずれかで預けていたとしても、違いがよく分からない方が多いのではないのでしょうか。市職員や認定こども園、幼稚園、保育所の関係者の方はよくご存じだと思います。しかし、市民にはなかなか浸透していないのではないかと感じます。ここではその違いは直接関係ないかもしれませんが、関わってくる時に違いも明記していただければ分かりやすいと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、詳しい説明が必要であると思います。次期、第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画策定の際に説明を記載していくよう検討します。</p> <p>なお、新1号・新2号・新3号の説明は別紙のとおりです。</p>
16	<p>4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策</p> <p>量の見込みは、延長保育を除いた、1号2号3号のみの数字でしょうか。1号で入園すれば、途中で延長保育の申し込みをしても確実に対応できるということなのでしょう。（延長保育は切り離して考えた方がよい？）その施設の判断になるのでしょうか。</p>	<p>4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策の量の見込みは、お見込のとおり、延長保育を除いた1号2号3号のみの数字となっています。延長保育については、5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策の(1)時間外保育事業に記載しており、①量の見込みに対して、②確保の内容が上回っているため、延長保育が的確に提供できる体制を確保しています。</p>
17	<p>5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策</p> <p>(1) 時間外保育</p> <p>ここでは保育標準時間認定の11時間を超えてということですが、2号の保育標準時間認定の子どものうち11時間を超えているという考えで間違いありませんか。</p> <p>1号2号3号認定の見込みや内容、方策などを見て、1号2号3号のことばかりなのに、3. の箇所等新1号新2号新3号に触れているのに少し違和感があります。認定区分を説明するのに、省略不可でしたらそのままよいと思います。</p>	<p>お見込のとおりです。保育標準時間認定は1日当たりの利用可能時間が開園時間から最長11時間となっています。全園開園が7時のため、18時以降も利用される場合は別途、延長保育料が発生します。</p> <p>新1号・新2号・新3号については、幼児教育・保育の無償化に伴い新たに区分されたものです。見込み量や確保方策等に直接的な区分設定はありませんが、預かり保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業の見込み量に影響するものであるため記載しています。</p>

令和3年度子ども・子育て会議（書面開催）委員意見等

	意見等	事務局回答
18	<p>いただいた説明にもありましたが、4. 5. の表中①量の見込みの欄にある（中間値）は、以前までの会議で説明をしていただき、理解しているつもりでした。</p> <p>私の理解不足と勉強不足があると思いますが、自分で資料を読んでも中間値の数値の理解ができませんでした。</p> <p>中間値と中央値は違うのでしょうか。</p> <p>中間値で何が分かるのか、再度ご説明いただけると有り難いです。</p> <p>自分なりに調べましたが、どのような数値なのか、なぜ必要なのかが分かりませんでした。</p>	<p>「令和3年度橋本市子ども・子育て会議（書面開催）にあたって」に記載しました中間値については、第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画の年度途中（中間年度）の『実績値』という意味合いです。計画上の見込み値を実績値に置き換えたものをご理解いただければと思います。</p>
19	<p>資料2、9ページの後半にある、学童保育及びふれあいルームの一体的な、という項目の枠内で「支援員」とありますが、学童保育の会のホームページでは「指導員」とされていました。私自身、「学童保育の指導員」と認識していましたので、確認をしたいと思いました。</p>	<p>平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施され、学童保育の指導員に対する専門資格「放課後児童支援員」が創設されました。この資格は、保育士、社会福祉士などの資格を有している人や、高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事している人などが、県知事が行う研修を修了することで取得でき、便宜上「支援員」と呼んでいます。なお、「子ども・子育て支援新制度」が実施されるまでの学童保育に携わる人を総称して「指導員」と呼んでいました。</p>
20	<p>資料2、12ページの地域子育て支援拠点事業の今後の方策の枠内です。</p> <p>支援センターはもちろん大切な事業で保育者がいて安心して親子で過ごせる場所だと考えます。</p> <p>しかし、公民館での子育てサークルが衰退してきているのが現状です。子育てサークルは公民館で開催していることもあり、地域での繋がりを大切にしています。例えば、幼稚園やこども園などの情報、子どもが進む予定の小学校の情報、地域だからこそその情報交換もしやすいです。</p> <p>支援センターと子育てサークル、どちらも特長が違います。両方とも使い分けて、保護者の方も楽しく安心して過ごせる場所が続いていくように、サポートしていただきたいと思えます。</p>	<p>保護者の就労状況により、こども園に入園させたり、子育てで利用できる施設が増えたりしているため、公民館での参加が減っている実情はあります。</p> <p>しかしながら、子育て支援センターと子育てサークルのあり方に違いがあり、保護者の関わり方もそれぞれですが、子育てサークルの活動は、地域の中でのつながりを持ちつつ地域力の向上に寄与する非常に重要な役割を担っています。支援センターと子育てサークルが共同で催しを公民館で実施するなど、子育てサークルと連携ができるような事業の開催を引き続き目指します。</p>

(別紙)

教育・保育認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて1号から3号までの区分があり、支給認定区分によって利用できる施設と時間が異なるため、別紙をご参照ください。

新2号は1号の子ど 令和4年3月中に2台を設置予定です。

申請のうえ、認定を受けることが必要です。そのため、該当する保護者には園やこども課より説明のうえ申請いただき、認定通知書を送付しています。さらに預かり保育料の償還払いの手続きもあるため、1号との違いはご理解いただけているものと思われます。

なお、こども課からの案内だけでなく、随時、園からも案内していただけるようになったことで、保護者の方への周知・理解も進んだものと思われます。

新1号・新3号については新2号とは異なる条件があります。広報やホームページ、利用施設より情報を得られた方から、こども課に問い合わせが入ります。手続きについてこども課より説明のうえ申請いただき、認定通知書を送付し、償還払いや代理受領の手続きを行っています。

施設	認定区分	施設紹介
幼稚園	1号認定	学校教育法に定められた「学校」です。幼稚園教育要領に基づき、小学校以降の教育の基礎を築くため、幼児期の教育を行います。 保育の必要性に関わりなく、利用できます。
保育園	2号認定 3号認定	保護者の就労や病気などにより、家庭内で保育ができない(保育の必要性がある)場合に、就学前の子どもを家庭の保護者にかわって保育(養護・教育)する児童福祉施設です。 保育の必要性の認定を受けることが必要です。
認定こども園	1号認定 2号認定 3号認定	幼稚園(学校)と保育園(児童福祉施設)の双方の位置付けを有する施設です。子どもの成長と発達を見据えた一貫した幼児教育・保育を提供し、子育て支援活動も行います。 こども園では、幼稚園と同様の教育標準時間での利用児を「1号認定子ども」と表現し、保育園と同様の保育標準時間または保育短時間での利用児を「2号認定子ども及び3号認定子ども」と表現します。 保護者の就労状況等に変更があった場合にも、基本的に通い慣れた園を継続して利用できます。

お子さんの年齢(令和4年4月1日時点)

